

第 2 6 回定例総会開催

2007. 2. 吉日

星和豊田町コーポラス管理組合組合員各位
総会の御案内

星和豊田町コーポラス管理組合員の皆様におかれましては、益々御健勝で御活躍の事と心からお喜び申し上げます。

さて、星和豊田町コーポラス管理組合管理規約第 4 1 条第 2 項に基づき、下記の通り第 2 6 回定例総会を開催します。

せっかくの日曜日ではありますが、私達の共有財産を維持管理するための方針を決める法律に定める大切な集会でありますので、万障繰り合わせの上御出席下さいますよう御案内申し上げます。

なお都合により、やむを得ず欠席される方は別途資料を御吟味いただき決議書による意志表示か、代理人に委任されるかによって議決権の行使をお願いします。

開催日時 平成 1 9 年 2 月 2 5 日（日曜日）
午前 1 0 時より 2 時間ほど
開催場所 コーポラス 1 階集会室

なお途中休息を 5 分ほど頂きます。

- * なお、議事進行の都合で、終了時間が若干のびる事もございますので 御承知おき下さい。
- * 議案書、筆記用具をご持参下さい。
- * 会場は禁煙とさせていただきます。また、携帯電話のご使用はご遠慮ください。

星和豊田町コーポラス管理組合
理事長 西 求

2006年度定例総会式次第

2007. 2. 25

- 1 総会成立宣言、…、監事より参加組合員数の報告及び成立宣言
- 2 開会の辞
- 3 議案審議
 - 1号議案 平成18年度一般経過報告
 - ①事業報告、、、補修工事、コーポラス構内集中更正工事、その他
 - ②行事報告、、、コーポラス祭、その他
 - 2号議案 平成18年度会計決算報告
 - 3号議案 平成18年度特別会計決算報告
 - 4号議案 平成18年度監査報告
 - 5号議案 管理規約改正案
 - ①. 管理規約第10条、、、風俗等不良居住者への退去命令。
 - ②. 管理規約第17条、、、新区分所有者、居住者の報告義務及び議決権委任。
 - ③. 管理規約第33条、、、管理組合員の被選挙権資格。
 - ④. 管理規約第39条、、、管理組合理事の罷免及び解任の条件。
 - ⑤. 管理規約第40条、、、他の改正による関連改正、理事会の業務。
 - ⑥. 管理規約第45条、、、地上げ目的等複数区分所有権の議決権の制限。
 - ⑦. 管理規約第46条、、、他の改正による関連改正、総会の決議事項。
 - ⑧. 管理規約第51条、、、区分所有権の剥奪、区分所有権の買い取り。
 - 6号議案 平成19年度事業計画
 - ①補修、更生工事計画等
 - ア、植栽選定
 - イ、排水管清掃（共用部のみ）
 - ウ、その他、、、管理規約第15条（緊急避難）に基づく工事
 - エ、防犯工事、、、レター（1階郵便ポスト）室他
 - ②備品購入計画
 - ア、コピー機
 - イ、緊急時用備品

7号議案 平成19年度事業計画展望

- ① ケーブルテレビ見直し
- ② コーポラス大規模修繕計画及び付帯案
 - ア、2-3年以内の着工
 - イ、躯体関係の修復、、、外壁、鉄部塗装修復、防水工事
 - ウ、水回り、、、給水管修復
 - エ、駐車場平坦化工事
 - オ、出入り口総合更生工事、車両進入口、公園移築他
 - カ、その他
- ③ 自転車の管理
- ④ 非常時の連絡手段

8号議案 平成19年度行事計画

- ア、コーポラス美化運動、、、年4回他
- イ、コーポラス祭、、、、年1回、10月7日(日)予定
- ウ、居住者親睦会、、、、年2回ほど(餅つき大会等)
- エ、パソコン教室、、、土曜日を中心に開催予定です。
- オ、防災、救命訓練、、関係機関に協力をお願いします。

9号議案 平成19年度一般会計予算案

10号議案 平成19年度特別会計予算案

11号議案 平成19年度管理組合役員選任

閉会の辞、、、、

閉会宣言、、、、

1号議案 18年度一般経過報告

①事業報告

ア、補修工事計画等

- ① エントランスの窓ガラス補強工事
- ② 有刺鉄線設置工事及び防犯カメラ増強工事
- ③ 公園砂入れ替え工事
- ④ 震災等緊急時必要備品購入
- ⑤ 消防設備改修工事

イ、コーポラス構内集中更正工事

- ① ケーブルテレビ導入
- ② ケーブルテレビ関連規則
- ③ 給水タンク補修工事
- ④ エレベーター改修工事
- ⑤ 看板設置、、、公園及び構内への無断進入禁止

②行事報告

ア、コーポラス美化運動、、、一斉清掃、園芸部、その他

イ、コーポラス祭、、、風の強い日でした。

ウ、居住者親睦会、、、餅つき、門松制作、その他、、

エ、パソコン教室、、、土曜日を中心に開催しました。

1号議案説明

①事業報告

ア、補修工事

①エントランス窓ガラス補強工事

工事内容は窓ガラス交換、窓ガラスへの飛散防止フィルム張りの2点です。窓ガラス交換工事は以前よりガラスに小さな穴が開いておりました。補修として詰め物を行いました。さらなる悪戯などにより穴が大きくなり非常に危険と感じたわけです。エントランスは非常時一時的な退去場所としても活用するつもりですので、このようなことはなくすべきと考え工事を行いました。また、同様に震災等でエントランスがガラス片で二次災害の発生を防ぐべく飛散フィルム工事を行いました。金額は予算より大幅に安く済んでおります。

②有刺鉄線設置工事及び防犯カメラ増強工事

有刺鉄線はコーポラス公園横、給水タンク廻りに張り巡らしました。防犯カメラは新幹線側、コーポラス公園横に新たに新設しました。実際に役に立つ立たないより抑止効果を期待しております。実際に何らかの被害に遭われた場合、速やかに詳細を連絡していただければ解決への糸口もわかると思います。残念ながら

工事費は予算を超えてしまいました。

③公園砂入れ替え工事

公園の土壌が硬くなっておりましたので、掘り返しと砂の搬入を行いました。ただ公園のあり方としてコーポラス居住者より外部の利用者が多いとの指摘もあり防犯上の問題も多々あると思います。皆さんの活発な議論をお願いします。

④本年度の購入備品はほとんどありませんでした。

非常用灯油、薬品、集会室用ファンヒーターなどが主な購入備品です。ただ、研究課題は多々ありますので今後も順次研究しながら必要な物は購入していこうと思います。

⑤消防設備改修工事

メインとなっていました送水管点検は行いませんでした。理由は、点検に当たり送水管に実際に水を流すわけですが漏水の保証ができないことが解かったからです。実際の火事の時の漏水は仕方ないにしても点検において漏水を起こした場合その処理に多額の出費が予想されたからです。もちろん、漏水すると決まっている訳ではありません。また、実際の火災において送水管の利用があるかどうかも疑問でした。隣の南豊住宅における火事においてその様子は見て取れませんでした。はしご車の利用がほとんどでした。以上のことから通常の火災報知器、消火器の点検交換のみを行いました。経常予算はほとんど支出しておりません。

イ、コーポラス内集中工事

①ケーブルテレビ導入

各衛星放送、地上デジタル放送に対応するために導入しました。基本的にはケーブル入れ替え工事がメインです。各衛星放送に対応するにしてもデジタル放送を受信するにしてもケーブルの入れ替えが必要でした。各住戸でアンテナをあげて受信することもできましたが、受信状況が各住戸でかなり違っており均一のサービスをするにはケーブル交換以外有りませんでした。工事に関して、この点を留意し、各事業者の見積もりから一番安い業者を選定しました。金額は予想より安く一千万円を下回りました。現在はケーブルテレビを導入していますが皆さんの意見により屋上にアンテナを付けることにより色々に対応できることも可能となりました。ただ、現段階での予定はありません。

②ケーブルテレビ関連規則

細則によりこのベランダにアンテナを立てることは認められません。ベランダは緊急時の通路や避難場所となります。共用部分です。ついでに申し上げれば当然のことながら、他の構築物も動かさない物は禁止しております。該当住戸は勧告等受ける前に是正を自ら行ってください。

③給水タンク改修工事

給水タンクよりわずかながら水漏れが発生しておりました。また、内部点検によりパネルとパネルを接合する緩衝材の痛みが激しく飲料水としての衛生面も考え更生工事を行いました。工事により、タンクの強度が2-3割増すという二次効果も

期待できました。これは、震災等大規模災害時に飲料水を確保するという考えにも合致します。ただ、工事は難航し2ヶ月以上を費やしました。工事中は近隣周辺居住者の皆様にご不便をかけたが、これにより安全安心を提供できると思います。

④エレベーター改修工事

30年は保つと思ったエレベーターですが、国土交通省の指針もあり大幅な改修を行いました。外観的には皆さんの知るところです。簡易的ではありますが、お年寄りなどにも配慮した物となっています。手すり、パネル、動作などです。改修のもう一つの目的である災害時用として機能するようにしました。地震が起きた場合、上下最寄りの階に自動停止します。停電時もバッテリーにより最寄りの階に停止します。また、地震においてはP波センサーがついており震源が遠い場合、本震が来る前に最寄りの階に停止します。停止したエレベーターはドアが閉まり安全が確認されるまで利用できません。また、専用回線にて三菱ビルテクノのサービスセンターにつながっています。これで万全というわけでは有りませんが、今まで以上のサービスが供給されると思います。

⑤看板設置

ささやかではありますが、公園、玄関に看板を設置しました。これで違法侵入者が無くなるというわけではありませんが、入ってきた場合、侵入者を退去させる根拠として何度か利用しました。セールス等色々あるわけですが中にはコーポラスとして好ましくならず人物が多数来館しています。管理組合としては、業者等来館者は管理人に来館を告げさせ名刺を必ず提出させるようにしています。たとえ、専用部のリフォーム等工事であっても管理人に届け出させ、来館者には来館許可証を貸与しています。違法侵入者と来館者を区別するためです。もちろん、居住者のお友達とか親類縁者などは通常通りです。悪質セールス等を防ぐ意味もあり居住者各位の協力もお願いします。

②行事報告

ア、コーポラス美化運動

コーポラスを中心とした一斉清掃を年1回行っています。毎回8割以上の参加があり居住者意識が高いことがうれしく思います。町内会として学区の一斉清掃があり有志の方たちが参加されました。園芸部として、コーポラスの植栽を行い一年中、花を絶やさないよう努力しています。プランタを利用して自転車や車の誘導としてもソフトに利用しています。このような活動により多くの人たちが参加されることを望みます。また、不要自転車は理事の有志によってできるだけ金銭をかけずに処分しております。ほんの一部の人ですが、いまだに不法に自転車置き場にて処分される方がいるのは悲しいことです。また、今年に入り環境事業所より来ていただき生ゴミ処理に関して説明していただきました。

イ、コーポラス祭

10月8日に予定通り開催できました。非常に風が強く大変でした。総括としては成功のうちに終了しましたが、若干参加者が少なかったような気がします。風の

強さが影響したかもしれません。コーポラス祭は、子供たちに思い出を作ると同時に、ある意味災害時の訓練にもなると思います。連絡系統、炊き出し、用具の使用等訓練になると思います。そんな中、消火器を使ったゲームも行い遊びながら使用方法を覚えていただきました。子供たちを中心に、居住者間のコミュニケーションがより多くとれれば良いと思います。

ウ、居住者親睦会

居住者間の親睦会としてはコーポラス祭もそうですが、お年寄りも参加できる、もちつき、門松制作を行うことができました。前年度は大雪で大変でしたが今年度は暖かく、楽しく行うことができました。場所は集会室で門松を作りロビーで餅つきを行いました。これも、災害訓練の一つとして理事は認識しています。参加者はもちろん楽しんでいただくことが第一です。訓練の一環として、電気を使わないストーブの使用、炊き出しの訓練等々です。この行事に関しては、有志のお手伝いが大半でほとんど金銭がかかっておりません。

エ、パソコン教室

あいている土曜日の集会室を利用して開催しました。全く初めての人からベテランのかたまで、参加していただきました。また、多くの方から協力いただき無償のパソコンも多く頂きました。初心者のかたには年賀状の作成簡単な表計算ソフト（Microsoft Office Excel）の使い方、ベテランの方にはハードウェアに関することまで一緒に楽しんでいただきました。

2号議案

平成18年度会計決算報告、、、会計担当理事 加藤氏より
別紙参照のこと

3号議案

平成18年度特別会計決算報告、、、会計担当理事 加藤氏より
別紙参照のこと

4号議案 監査報告

平成18年度監査報告

平成19年2月11日

監事 澤田十一郎

印 

星和豊田町コーポラス管理規約第38条の規定に基づき、平成18年度業務及び会計の監査を行った結果、以下の通りであったので御報告します。

1. 業務監査

理事会に出席するとともに、理事長よりの報告他重要決済書類の閲覧監査を行った結果、昨年第25回定例総会で議決された事業計画は、概ね順調に執行されていることを証明します。

2. 会計監査

会計帳簿及び関係書類を監査した結果、正確であることを認め、収入、支出及び決算処理は、星和豊田町コーポラス管理規約及び総会決議に従い公正に行われたことを証明します。

以上

5号議案 管理規約改正案

1. 改正目的：住居以外の使用禁止、風俗、暴力団組事務所等を想定。

第10条 （使用上の遵守事項）

1. 区分所有者はその住居専有部分を居住の用にのみ供し、又共用部分はその用法に従って使用するものとし、別に定める使用細則を遵守しなければならない。
2. 区分所有者はその住居専有部分を事務所、各種教室、作業所または、風俗営業及びこれらに類する場に供してはならない。
3. 区分所有者は前項の場を設けようとする第三者にその所有する住居専有部分を譲渡または貸与してはならない。
4. 管理者は上記違反行為に対して退去命令を出すことができる。
5. 居住以外の目的で区分所有権を得た場合、理事長は総会における議決権を認めないことができる。この場合、議案事項と同じく前もって連絡しなければならない。

2. 改正目的：重要議案事項に関して議決権確保。

第17条 （届出を要する事項）

1. 新規に区分所有権を取得した者は管理組合にその旨届けなければならない。
2. 新規に居住者となった者は管理組合に届け出なければならない。
3. 下記についても管理組合に届け出るものとする。
 - (1) 専有部分に居住しない区分所有者は、現に居住している住所または居所。
 - (2) 前号において当該専有部分を代理して占有させる者は、占有する者の氏名、年齢、職業。
 - (3) 代理占有者に対して総会議決権を認める場合は、その用紙。
 - (4) 住宅を2週間以上留守にする区分所有者またはその代理占有者は、その期間と連絡先。

3. 改正目的：理事の被選挙権資格条件。暴力団等不良区分所有者の排除。

第33条 （役員を選出）

1. 理事および監事の選任は成人全区分所有者の互選による。
2. 理事長、副理事長の選出は、理事の互選による。
3. 理事の選出に関し日本国の法律により罰金刑以上刑を受け3年を経過しない者、または管理規約に著しく抵触する者、一般通念上、役員の役職を全うできない者は選出できない。

4. 改正目的：暴力団等不良理事の罷免。理事会が開催できない場合も想定。

第39条 （理事および理事会）

1. 理事は理事会を組織する。
2. 理事会は必要の都度開催し、総会の決議および規約に基づき管理者たる理事長を補佐し管理組合業務を執行する。
会議はネット等による電子会議も認める。

3. 理事会の議決は理事の過半数（委任状を含む）が出席し、その2分の1以上で決する。賛否同数のときは理事長がこれを決する。
4. 理事罷免の決議に関して理事全員の4分の3以上で決議する。
理事長の理事罷免に関しては監事が議長となり理事会を開催する。
5. 理事が管理規約33条に抵触していた場合、その職を失う。
6. 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席理事全員がこれに署名捺印しなければならない。

5. 改正目的、、、言葉の修正（業務実行→業務執行）

第40条（理事会の業務）

本規約で定めるもののほか、次に掲げる事項は理事会の業務とする。

- (1) 収支予算案、収支決算案、事業計画案および活動方針案の作成
- (2) 規約追加改正案の作成および諸規則の設定、改廃案の作成ならびに実行。またこれにもとづく業務執行は、後日総会で承認を執らなければならない。
- (3) 総会に提出する議案の作成
- (4) 総会の運営
- (5) 差し止め請求および勧告
- (6) 第53条に基づく共用部分等に対する火災保険およびその他の損害保険の付保ならびにその証券の保管
- (7) 会計帳簿、組合員名簿等帳票類の作成、保管
- (8) 総会から付託された事項の審議、決定
- (9) その他、理事会が必要と認めた事項の処理
- (10) 理事会が総会決議事項以外に必要とみとめ執行した業務は後日総会の承認を得なければならない。
- (11) 必要におおじて理事会の認可した団体の監査
- (12) 管理組合は理事会が認可した団体の事業等に有限責任を負う。
- (13) 理事会は管理組合理事（監事を含む）および理事会が承認した団体の役員の新規の決議ができる。このときは、各区分所有者に理由を通知し総会でそれを決する。

6. 改正目的、、、地上げを想定。マンション価格が下落しているため。 阪神淡路大震災における判例をを世襲

第45条（議決権）

1. 区分所有者は、専有部分である住戸1戸について1個の議決権を有する。
2. 専有部分である住戸1戸について、2人以上の区分所有者が存在する場合は、1個の議決権をその全員が共同して有するものとする。
3. 前項の場合、当事者は、あらかじめその議決権を行使する者1名を定めて総会開会までに理事長に届け出なければならない。

4. 区分所有者が代理人による議決権を行使しようとする場合においては、前条第2項および第3項の規定を準用する。
5. 総会議決に関して、本人の申し出または社会通念上決議を行使できない区分所有者が有する議決権を議決権総数から削除することができる。ただし監事の承認を得、総会に先立つ議案として4分の3以上の決議を必要とする。
6. 同一区分所有者が複数の区分所有権を得た場合、または同一の目的で区分所有権を獲得した場合、総会における議決権は1つと見なす。
7. 改正目的、、、39条により理事会でも理事が罷免されるため。

第46条（決議事項）

次の各号に掲げる事項は総会の決議を得なければならない。

- イ) 管理規約の設定、変更、又は廃止。
- ロ) 役員の選任または解任。ただし、理事会で解任された者はこの限りでない。
- ハ) 役員の報酬の決定又は変更。
- ニ) 管理費・修繕積立金の変更又は賦課の方法変更。
- ホ) 毎年度の収支予算の決定又は変更。
- ヘ) 収支決算および業務報告の承認。
- ト) 組合の運営又は業務執行に係る基本的な方針の決定又は変更。
- チ) 共用部分の処分又は変更に係る方針の決定。
- リ) 修繕積立金の支出に関する事項。
- ヌ) その他区分所有者の共同利益に係る基本的な事項。

8. 改正目的、、、暴力団組事務所等使用目的が異なる場合の強制手段。

第51条（規約違反の提訴）

管理者または各区分所有者は、法律および規約に定める事項に違反する区分所有者もしくは代理占有者の行為の是正とその停止もしくは排除を求めるため、裁判所に提訴することができる。また、その違反行為によって損害あるときは、損害賠償を請求することができる。

1. 違反区分所有者及び代理占有者に対する裁判への提訴は理事会の3分の2以上の決議をもって行うことができる。理事会は上記事項に関して総会において説明責任を負う。
2. 理事会は違反区分所有者に対して理事会議決の3分の2を持って区分所有権の停止と専有部分の使用停止を命じることができる。また、総会の決議をもってその剥奪を決議する。区分所有権の剥奪の場合、裁判所に対して競売の提訴または管理組合が買い取る決議を行う。管理者は買い取った区分所有権をできるだけ速やかに損失を少なく売却しなければならない。売却金額については理事会で決議する。
3. 違反行為の罰則は別途定め違反金は現状を回復するための資金か、修繕積立金にしか充当できない。

6号議案

①補修工事計画等

ア、植栽選定

通常の年間管理です。高木、低木剪定。施肥、防虫駆除等を行います。
業者は大喜造園土木を予定しております。

イ、排水管清掃（共用部のみ）

今年は共用部分のみ行います。排水管と言う縦管のみの作業となります。
一部、駐車場のマンホールにかかる作業がありますので該当車両の移動が必要になる場合があります。業者はつまりぬき24を予定しています。

ウ、その他

細かい部分ですが、鉄部等で錆がひどくなっているところがあります。
また、裏庭の枕木が腐食してかなり痛んでいる物があります。
これらの物の補修、交換が必要な物は処理していこうと思います。

エ、防犯工事、、、レター室（1階郵便ポスト）他

残念ながら郵便物の盗難、不要郵便の他人郵便箱への投函など
マナーも含めた問題が多発しております。特に郵便物の盗難は深刻です。
レター室における不純異性交遊も報告されております。対策として
もっとも効果の高い防犯カメラを設置したいと思います。

②備品購入計画

ア、コピー機

現在のコピー機を使用して5年がたちますが、経年変化による不具合が
だいぶ出てきました。コピー機自体が家庭用で使用頻度に比べ貧弱さが
あり、大量コピーの場合かなり苦勞しておりました。そこで、
管理組合活動をスムーズにする意味も含めて複合機を購入したいと
思います。スキャナー、プリンター、コピーの複合機です。

イ、緊急時用備品

前年度の購入は見送りましたが、災害時等のことを考えますと色々と
必要備品があります。緊急用の医薬品や救出用品などです。
必要最小限の範囲内で少しずつそろえていこうと思います。

7号議案

① ケーブルテレビ見直し

前回の総会で申し上げましたように、ケーブルテレビの本来の目的は多様な
放送を受信できるようにすることです。メンテナンスも含め選択しました。
以前ではデジタル放送を受信する場合、ここにアンテナを立てた場合場所により
受信状況が異なり、各住戸に同じサービスを提供することができません。

そこで、ケーブルの交換工事を行いました。工事費は総会で申し上げましたとおりスターキャットが一番安く済んだわけですが、有料放送の契約はあくまでも付帯です。2011年までに皆さんが必要ないと判断されれば協同アンテナを立てなければならないこととなります。ケーブルの交換工事で各種放送に対応しております。2011年までの見直し延期を提案します。

② コーポラス大規模修繕計画及び付帯案の提案

実際の工事前においてはさらなる検討を加え、皆さんに提案します。

ア、2-3年以内の着工

イ、躯体関係の修復、、、外壁、鉄部塗装修復、防水工事

ウ、水回り、、、給水管修復

エ、駐車場平坦化工事

オ、出入り口総合更生工事、車両進入口、公園移築他

カ、その他、、、拠出金の設定他

③ 自転車の管理、、、登録番号等による車と同様の管理を提案

ご存じのように自転車置き場が以前より飽和状態になっています。台数が多すぎる訳ですが、常用している物であればまだしも、とても使用されているとは思えない物もあります。このような物をなくすために管理を強化したいと思います。

④ 非常時の管理組合運用等、、、同報メール等の利用

居住者全員に同じ情報を送付できるようにしたいと思います。また、災害時用に限った居住者の情報を充実させていきたいとおもいます。また、各団体とも緊密に連絡を取り合い、このような事態に対処できるよう訓練を行いたいと思います。

8号議案 平成19年度行事計画提案

ア、コーポラス美化運動、、、年4回他

前年同様、コーポラス内の一斉清掃、町内会と協力して行う一斉清掃。園芸部を中心とした美化運動を進めていきたいと思います。また、今年より生ゴミの分別も始まります。保健衛生員の協力のもと皆さんが分別ゴミをやりやすくできるようにしていきたいと思います。

イ、コーポラス祭、、、年1回、10月7日(日)予定

上記日程を予定しています。コーポラス最大のイベントです。数多くの皆さんが楽しく参加できるよう企画されることを望みます。楽しみの中にも色々な訓練も組み込んでいきたいと思います。

ウ、居住者親睦会、、、年2回ほど(餅つき大会等)

定例になりました、餅つきと門松制作を皆さんとやりたいと思います。また、子供会、体育部などの行事を応援したいと思います。

今年の餅つきは12月23日（日）を予定しています。

エ、パソコン教室、、、土曜日を中心に開催予定です。

今年も、あいている土曜日を利用します。多数ご参加ください。

オ、防災、救命訓練、、関係機関に協力をお願いします。

去年7月9日に防災訓練を行わせていただきました。今年も同様な訓練を行いたいと思います。また、それに併せて救命訓練も行いたいと思います。

1年に1回で物足りなく思いますが訓練有っての実践です。役に立たない方がいいのですが、いざというときのためにお願いします。

9号議案

平成19年度一般会計予算案

平成19年度一般会計予算案、、、会計担当理事 加藤氏より
別紙参照のこと

10号議案

平成19年度特別会計予算案

平成19年度特別会計予算案、、、会計担当理事 加藤氏より
別紙参照のこと

11号議案

平成19年度管理組合役員選任

階別順敬称略

理事候補者

- ①理事候補 西 402号
- ②理事候補 加藤 712号
- ③理事候補 左古 807号
- ④理事候補

上記、管理組合役員候補者の一括信任投票をお願いします。

星和豊田町コーポラス管理組合

監事 澤田